

「人権侵害救済機関設置法案をめぐる動向と課題」

全国地域人権運動総連合
事務局長 新井直樹

1, 何故、いま、「人権侵害救済法（案）」が問題なのか

(1) 秋の臨時国会（10月頃）が焦点

- ①7月25日付け「読売新聞」報道によると、新たな人権救済機関「人権委員会」を独自の規則制定権や人事権を持つ国家行政組織法上の「3条委員会」と位置づけ、法務省の外局として設ける一方、人権委による調査には強制力を持たせず、調査拒否に対する罰則規定も設けない。政府は近く法務省政務三役による「基本方針」として骨格を決め、法案は今年秋に召集される見込みの臨時国会に提出する方針。

人権委員会は、人権侵害が疑われるケースを調査し、その行為をやめるよう勧告する権限を持つ。国家行政組織法には、所管大臣が最終責任を負う「8条委員会」もあるが、独立性を高めるため、「3条委」とすることにした。委員は地方参政権を持つ人に限定し、外国人が就けないようにする。

- ②民主党の「人権侵害救済機関検討プロジェクトチーム（PT）」（座長・川端達夫衆院議院運営委員長）は2011年6月8日、「人権侵害救済機関設置法案」に関する中間とりまとめ案を明らかにした。

「人権侵害救済機関設置法案」の中間とりまとめ案骨子。

- 一、人権救済機関は強い権限を持つ三条委員会として設置する。
- 一、同機関は内閣府ではなく法務省に設置する。
- 一、人権擁護委員の国籍条項は地方参政権を有する者に限定する。
- 一、調査拒否に対する過料の制裁は当面設けない。
- 一、報道機関などによる人権侵害について特別の規定は設けない。
- 一、5年をめどの見直し条項を設ける。

(2) 人権侵害救済機関検討PT中間とりまとめ（案）（傍線・新井）

第1 法案の必要性

国内人権機関を設置することについて、政府は2002年3月8日、参議院に人権擁護法案を提出し（閣法第56号）、民主党としても2005年8月1日、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案（人権侵害救済法案）を衆議院に提出してきた（衆法第33号）。いずれも廃案にはなったが、議論は積み重ねられている。

民主党のマニフェストにも記載している上、政権交代後の政府として、総理大臣も法務大臣も国内人権機関が必要であることを明言している。近時は、確かに各種の差別禁止を含めて人権関係の法案がある程度は整備されつつはあるものの、まだまだ我が国では人権侵害の事例が後を絶たない現状をも踏まえると、早急に法整備が必要となっている。(新井、人権侵害事例は明らかではない)

第2 主な論点整理

論点1 人権救済機関を審議会程度にするか3条委員会として設置するか。

→いわゆる3条委員会として設置する。

- 我が国において、政府からの独立性を担保するための機関としては、国家行政組織法3条(内閣府設置法49条)に規定する委員会が最も適当である(人事権、規則制定権を有する。)

* 民主党案も旧政府案も、人権委員会をいわゆる3条委員会として立案し、委員の任命は国会同意人事としている。

(新井、本来であれば会計検査院と同等の位置づけが求められる)

論点2 どの府省に人権救済機関を設置するか。

→法務省に設置する。

- 法務省は、現に全国の法務局・地方法務局において人権救済活動を行っており、当該業務について知識・経験の蓄積がある。

- 現在の組織を活用することによって新制度への移行がスムーズに図れる。

* 平成17年の民主党案は、人権委員会を内閣府に設置するものとしているが、これは法務省が刑務所や入管など直接的な権力作用を司る部署を所管していることを考慮したものである。しかし内閣府にも警察庁があり、直接的な権力作用を担っている。(新井、2002年3月参議院法務省答弁と同様)

* いわゆる3条委員会として設置する場合、内閣府であれ法務省であれ、法律上、政府からの独立性に変わりはない(人事権、規則制定権を有する。)

(新井、法務省での人事交流の継続、「泥棒に見張り」など問題がある)

論点3 地方組織の形態について

→国の機関として地方事務所を設置し、法務局・地方法務局も利用する。

- 全国同一レベルでの救済が実現できる。
- 既存の組織を利用することで、全国レベルで新制度への円滑な移行を図ることができる。
- 地方事務所や法務局・地方法務局をアクセスポイントとし、人権委員会との連絡を密にすることで、地方にもきめ細やかに対応することができる。

論点4 人権擁護委員について

(1) 報酬等について

→無給のままとし、既存の組織を利用する。

- 既存の組織をそのまま利用することにより、新制度への円滑な移行を図ることができる。
- 審議会答申も、「職務の対価としての報酬は支給しない取扱いを維持することが適当である」としている。
- * 無給としながらも、運用では現行制度よりも多少手厚く実費費用を弁償する方向が考えられる。

(2) いわゆる国籍条項について

→現行の人権擁護委員法と同様に、地方参政権を有する者に限定する。

- 民生委員の選任方法も同様である。
- * 人権委員会の委員が日本国籍を有する者に限定されることは当然。
(新井、地方での居住者にかかる問題は国籍にこだわる必要はない、地方参政権とのからみ、北朝鮮問題とかかわり日本国籍にこだわる保守の動向)

論点5 調査拒否に対する過料の制裁を設けるか。

→当面は設けない。

- 過料の制裁に対しては、「人権委員会の権限が強すぎる。」などの強い反対意見がある。
- 過料の制裁の適用自体をめぐって紛争が生じ、本来の救済手続が滞るおそれがある。
- 導入後の運用状況により、必要性を見極めるのが妥当である。

論点6 救済手続について

→救済手続においては、一般や特別などの区別を設けない。

- 利用者の視点に立てば、事件の受理、調査手続において、異なる手法があるのは分かりにくく、一本化されていた方がよい。
- 調査拒否に過料の制裁を設けないのであれば、特別救済手続というカテゴリーを設けることの意義は小さい。

論点7 特別措置の類型について

→特別措置の一部（訴訟参加、差止請求訴訟など）は導入を見送る。

- 特別措置の各類型には、種々の反対意見（訴訟参加に対し「一方当事者到人権救済機関が加担することは、司法手続における当事者の公平を害する。」、差止請求訴訟の提起に対し「表現行為に対する規制につながる。」等）がある。
- 旧政府案で特別措置として規定されているものの中で、調停・仲裁、勧告・公表、資料の閲覧・謄抄本の交付程度にとどめておくのが穏便ではないか。
- 新制度の発足に当たっては、ドラスティックな措置の導入を避け、導入後の運用状況により、必要性を見極めるべき。

論点8 報道機関等による人権侵害について特別の規定を設けるか。

→設けない。

- 中間報告では、「報道機関等による人権侵害については、特段の規定を設けないこととし」としている。
- 報道機関による自主的な取組による改善に期待すべきである。

論点9 見直し条項をどうするか。

→見直し条項を設ける。

- 民主党案でも見直し条項を設けていた。
- 法施行後5年程度を目途として、人権委員会の意見を聴取した上、内閣府設置移管も含め人権委員会のあり方や活動内容などについての見直しを行う趣旨の見直し条項を設けるのが適切である。

(3) 産経新聞【主張】「人権救済機関 言論統制の恐れ変わらず」2011.6.10

民主党の人権侵害救済機関検討プロジェクトチームが、人権侵害救済機関設置法案の中間とりまとめ案を示した。

救済機関の設置場所をマニフェスト（政権公約）にあった内閣府から法務省に変えるなど、自公政権が提出を試みた人権擁護法案に歩み寄った内容だ。しかし、言論・表現の自由を侵害しかねない重大な危険性をはらんでいることに変わりはない。

民主党案の最大の問題点は、救済機関を公正取引委員会と同等の強力な権限を持つ「三条委員会」として設置しようとしていることだ。これは国家行政組織法3条に基づく機関で、民間の言動をめぐる議論に公権力が介入する余地を与える恐れがある。

民主党案は中央の人権委員を日本国籍を持つ人に限定したものの、各都道府県の人権擁護委員は「地方参政権を有する者」とした。民主党はマニフェストで永住外国人への地方参政権付与をうたっており、実現するようなことがあれば、外国人が人権擁護委員に選ばれる可能性もある。

人権侵害の定義もあいまいで、救済機関がどんな言動を規制するのかがはっきりしない。

民主党は秋の臨時国会への提出・成立を目指しているが、こんな危険極まりない法律を提出すること自体、問題である。

自公政権時代の平成14年、法務省が示した人権擁護法案にはメディア規制条項があり、マスコミが批判した。その後、メディア条項を凍結する修正案などが示されたが、成立には至らなかった。

マスコミだけの問題ではなかったことも明らかになった。当時、人権委員会が設置された場合、政治家や学者らを含めた一般国民の言論活動に及ぼす悪影響が懸念された。例えば、拉致問題解決のために「北朝鮮への経済制裁」を訴

えることが人権侵害とされかねない危険性も指摘された。

もちろん、人権を守ることは大切である。政府の拉致問題対策本部は先月、人権教育の一環として北朝鮮による拉致事件を各学校で取り上げるよう教育委員会に指示することを決めた。こうした啓発は今後も必要である。

公権力による人権侵害はチェックされるべきだが、逆に、公権力が自由な言論・表現活動を縛りかねない法律や組織は民主主義社会に不要である。

(4) 法務省や「解同」の狙い

①法務省は権益を保持と、私人間の問題に介入し国民の言論表現活動の抑圧に利用

(2002年11月7日参議院法務委員会議事録より)

○政府参考人(吉戒修一君) 今、委員(浜四津)御指摘のとおり、本法案の目的は第一条に規定されておりますけれども、人権侵害に係る被害の適正かつ迅速な救済及び実効的な予防並びに人権啓発に関する措置を講ずることにより、人権擁護に関する施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現を図ることにございますけれども、主たる目的は人権救済制度の整備にございまして、主なポイントは次の三点でございます。

第一点は、今言及されましたように、人権侵害行為の禁止でございまして、特にこれまで違法性が明確でなかった私人間の不当な差別的取扱いを禁止しております点で、この法案は我が国初の包括的な差別禁止立法の性質を有しているものと考えます。

それから二点目は、これは人権救済手続の整備でございまして、専ら任意の調査と措置による一般救済手続、これは従来からやっておりましたけれども、これに加えて、特別救済手続という、より実効性の高い救済手続を整備いたしております。

それから三点目でございますが、これは人権救済を担う組織体制の整備でございまして、独立行政委員会としての人権委員会を設置し、その下に地方組織も含めて全国的な事務局体制を整備するというものでございます。

○政府参考人(吉戒修一君) まず、第一点でございますが、同和問題の解決にどのように法案が資するかという点でございますけれども、まず第一点、私人間における不当な差別的取扱いについては、これは従来必ずしもその違法性が明確ではございませんで、運動団体もこれを明確に禁止する差別禁止法の制定を求めてきたところでございます。

本法案は、同和地区の出身であるという社会的身分に基づくものも含めまして、人種等を理由とした社会生活における不当な差別的取扱いをこれは明確に

禁止いたしております。とともに、いわゆる部落地名総鑑の頒布でありますとか、あるいは差別的取扱いを行う意思を表示する広告の配布等の不当な差別的取扱いにつながるおそれの極めて高い一定の行為を禁止するものであること。

次には、本法案、これらの不当な差別的取扱いや差別助長行為などに関しまして、調査権限や救済措置の点でより実効性の高い救済手続を整備し、部落差別の被害者を含む人権侵害の被害者に対しまして、簡易、迅速、柔軟な救済を提供するものであること、以上の点につきまして同和問題の早期解決に大きく寄与するものと考えます。

それから、第二点目のお尋ねの、この法案につきまして同和関係者の理解を得る努力をどのようにしたのかということですが、私どもといたしましても、同和関係団体の理解を得ることが重要であると考えております。

まず、この法案に先立つ人権擁護推進審議会の調査審議の場におきまして、いわゆる同和三団体からヒアリングを行い、また答申の中間取りまとめ、これ平成十二年でございますけれども、の公表後の公聴会、これは昨年の一月から二月にかけて実施いたしました。その公聴会におきまして同和三団体のそれぞれ関係の方から意見の発表をしていただき、さらに法案の提出後、これは今年の三月八日でございますけれども、提出後にも法案につきまして私どもの方から説明の機会を持たせていただいております。

これまで同和団体の方からは、賛成、反対双方の御意見をいただいているところでございます。三団体のうちの一団体からは法案の早期成立の要望が法務大臣に対してなされているところでございます。残る法案に反対あるいは批判的な二団体につきましては、これまでの間にも意見交換の場を設けるなどしてまいりましたけれども、現時点におきましては必ずしもこれらの団体に十分な御理解いただいている状況にはございませんで、今後も引き続き法案について理解を求める努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

②「解同」は組織温存のため、人事介入により、運動の生命線と位置づける「差別糾弾闘争」の合法化で国民分断・人権侵害の継続を狙う

(2002年11月7日参議院法務委員会議事録より)

○江田五月君　そこで、部落差別という現実の中で、現に差別をされている皆さん方がいろんな運動をしておられるわけですが、そういう皆さんの意見というものはこの法案に十分入っているというふうにお考えですか。そうではないんですか。

○政府参考人(吉戒修一君)　この法案の前提となります人権擁護推進審議会の調査審議の過程におきましては、同和団体の関係者からも十分なヒアリングをいたしておりますし、また公聴会の場におきましても御意見をお聞きしており

ます。でき上がりました法案におきましては、例えば法案の三条でございますけれども、これはいわゆる差別禁止規定を明確に書いておりますが、この差別禁止規定などは、かねてから同和団体の方が各種の基本法の制定運動をなされておりましたけれども、その中に取り上げている事項と全く軌を一にするものであるというふうに考えております。(新井、1985年からの基本法制定運動)

②-2 部落解放・人権政策確立要求中央集会基調提案(2004.02.03)より

「パリ原則に基づく人権委員会創設を中心とする「人権侵害救済法」の早期制定を」

第4に、国や都道府県において設置される人権委員会の委員および事務局には、人権問題・差別問題に精通した人材を、それぞれの人権委員会が多様性・多元性に配慮して独自に採用することです。

②-3 反差別国際運動日本委員会などは7月20日、民主党に申し入れ

(新井、人的配置に重点を置いた要望になっている)

- (1) 国内人権機関の構成員は社会の多元性を反映するよう選出し、その任期は明確に定め、独立した財源をもつものとするなど、国内人権機関の独立性を確保すること。
- (2) 公権力による人権侵害事案を検討し対応する強い権限を確保すること。
- (3) 国内人権機関は、憲法及び日本が締結した人権に関する条約に規定されたすべての人権を扱うものとする。
- (4) 現行法や法案、行政措置に関し、国際人権基準に基づく実効的な勧告や提案を出せる機能と権限を保障すること。
- (5) 人権委員会の構成において、多様な市民社会を反映し、ジェンダー・バランスを確保し、差別を受けやすいマイノリティが積極的に活かされるような枠組みを確保すること。

③「差別の法規制」について(地対協意見具申1986年、部会報告を踏襲)

4 差別行為の法規制問題

差別事象の発生が依然としてみられることから、現在の啓発活動、人権擁護機関の活動及び現刑法の名誉毀損等の処罰規定には限界があるとして、悪質な差別行為について新たな法規制を導入すべきだとの主張が一部にみられる。

また、大阪府においては、昭和60年3月、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が制定されたが、この条例では、興信所等の行う同和地区出身者か否か等に関する身元調査活動について興信所等の自主規制や行政処分を前提としつつも、行政処分に違反した悪質な業者に対しては、最終的

に刑罰を課する内容となっている。

差別行為は、もちろん不当であり、悪質な差別行為を新たな法律で規制しようという考え方も心情論としては理解できないわけではないが、政策論、法律論としては、次のような問題点があり、差別行為に対する新たな法規制の導入には賛成し難い。

(1) 差別を根絶するためには、差別を生み出している心理的土壌を改めていくことが必要である。これは、啓発によって可能になるのであって、刑罰によって達成されるものではないのみならず、刑罰を課することは差別意識の潜在化、固定化につながりかねない。

(2) 仮に立法するにしても、量刑は、罰金等軽度なものにならざるを得ず、差別行為に対する抑止力としては疑問がある。

(3) 告訴、起訴等によって、差別者が刑事手続の対象となれば、司法権尊重の立場等から、その間、人権擁護機関としては啓発は抑制せざるを得ず、また、不起訴に終わった場合あるいは刑の執行が終わった場合は、免責感あるいは贖罪済みの感覚を与え、有効な啓発の実施が困難となる。

(4) 結婚や就職に際しての差別行為を処罰することについては、憲法上保障されている婚姻、営業等の自由との整合性が確保されなければならない。結婚差別については、それを直接処罰することは、相手方に対して意に反する婚姻を強制することにもなりかねず、憲法に抵触する疑いも強いと考えられる。また、就職差別を直接処罰することについては、現行労働法体系は、企業に対して採用時における契約の自由を認めており、求職者の採否は、企業がそのものの全人格を総合的に判断して決めるものなので、採用拒否が同和関係者に対する差別だけによるものと断定して法を適用することは、極めて困難と考えられる。

(5) 差別投書、落書き、差別発言等は、現刑法の名誉毀損で十分対処することができる。対処することができないもの、例えば、特定の者を対象としない単なる悪罵、放言までを一般的に規制する合理的理由はない。特に悪質なものを規制するとしても、その線引きを明確にすることは著しく困難である。

(6) 立法上必要とされる「部落」、「同和地区」、「差別」等の用語については、行政法規において定義することは可能であると考えられるが、刑事法規に必要とされる厳密な定義を行うことは難しく、明確な構成要件を組み立てることは極めて困難である。

④寺沢ら「結婚差別」を任意救済から強制救済に引き上げる強硬な発言

(新井、「解同」は執拗に私人間の差別に強制的に介入できる国家機関を要求)

(人権擁護推進審議会第63回会議議事録 平成13年5月11日)

○私は、同和問題というものを考えたときに、結婚差別というのは同和問題の

本質にかかわる問題だと理解しています。それは、よく言われるせりふなのですけれども、結婚することによって、我が家系の血を汚すからといったおどろおどろしい言葉が吐かれるわけで、それが誠にいわれのないものであることはだれも承知しているのですけれども、それが行動を抑止するのに大変な力を持つことになるのですね。だから、子々孫々にまで及ぶということをおそれて、同和問題を語る時に、最後の最後まで残ってくるのは結婚差別であろうと言われるのはそこなのです。現に就職差別とかいろいろな差別と並べてみたときに、やはり一番根が深くて、最後まで残ってきそうなものは結婚差別なのです。今度大きな決断をもって、地名総鑑のようなものに対しては積極的に取り組んでいこうとしているのは、そういうものが結局はその根源の問題に大きく絡んでくるからです。だからこういう問題については勇断をもって新しい制度をつくっていこう、こういうふうを考えているわけです。そのときに結婚差別の問題は、今申し上げたように、訴訟の手段だって十分あり得るわけです。損害賠償を起こすということだってあり得るわけだし、例えば仮処分でもってそういう妨害行為をしないでくれということを求めることだってあり得るわけですし、それから調停でそういう方法を採用することだってあり得るわけです。そうであるのにこれらを積極的救済の範囲に入れずにしてしまうことについては、積極的救済として予定されている救済方法の内容との絡みからも非常に大きな問題があるということを私は指摘しておきたいと思います。ここで修正を求めるのはいかがかと言われると思いますけれども、しかし私は、その点について、少なくともそういう意見を吐く者がいたという事実だけは是非議事録に残していただきたいと考えます。しかし、できれば、その点を組み入れるかどうかで別に体系が変わるわけではないのですから、積極的救済方法の中身をよく御検討になって、なぜそれが外れるのかということとを一度是非じっくりお考えいただくべきだと私は思います。

○だから私は記録にとどめてくれと言っているのです。しかしこれは将来大きな問題になることなので、それは熟慮された方がいいと思います。

内心的自由の問題といったことをずっと言ってこられたのですが、私どもは内心的自由の問題というときに、いったん婚約をしたけれども、もう結婚しないと決心した場合に、過去に婚約があるから結婚しろということ、つまり「結婚しろ」という判決を出すわけにはいかないとか、これはちょっと状況は違いますけれども、例えば演奏家が演奏をする約束をしたが、正当な理由なくキャンセルをしたという場合に、契約があるから何月何日に出演しろという判決は求めることができるのかもしれませんが、しかしその判決は強制執行はできない、こういう場合を内心的自由の問題だと私は考えています。法律家が普通使

う言葉はそういう問題なのですね。だから、内心的自由の問題ということで、損害賠償の問題だとか、妨害をしないでくれといった問題まで除外していくというのは説明できないのですね。しかも、ストーカーについては損害賠償ができて、こちらについてはできないとか、名誉毀損を受けた者は調停を申し立てて、これは駄目というのは非常にバランスを失っている。だから、やめろという調停しかできない、例えば金銭問題にはいかないのだとか、そういうふうに範囲を限定されるのならともかく、そうではなく、すべて駄目だということであれば、いよいよもってなぜそうなるのかということになるでしょう。これは同和問題の本質にかかわる大きな問題です。この点については、今おっしゃった、こういうふうにまとめたい、それから御意見もあったということは伺っているのですけれども、しかし、少なくともそういう問題があります、しかもそれで説得し切れませんかということと言う委員が1人いたということだけは残しておきたいというのが私の意向です。もし時間があつたら是非真摯に検討をしていただきたいと思います。

(人権擁護推進審議会第64回会議議事録 平成13年5月18日)

○中間取りまとめにおいては、「結婚・交際における差別を含め、個人の私的生活における差別については、個人の内心にかかわる問題であるから、強制的な権限を伴う救済の対象とすることは困難である。」という整理がなされたわけでございます。ただし、その際、身元調査の問題に対する認識が表れていないことになるとの御指摘を受けまして、なお書きで「これらの差別を目的とした身元調査の問題に関しては、人権救済制度における対応の在り方について引き続き検討することとする。」ということで、身元調査の問題についてはペンディングといたしました上で中間取りまとめの公表に取り掛かったわけでございます。

○これまでの審議におきまして、結婚・交際における差別の問題については、人権教育・啓発が極めて重要であり、また救済においても啓発的手法による対処が図られるべきであるとの点については御了解が得られているものというふうに私は理解しております。つまり、親が子の結婚について意見を述べたり、あるいは親戚の者が意見を述べるといった場合については、たとえその内容に問題があつたといたしましても、それについて国が、我々が考えておりますような強制的な介入をすることは相当でなく、これはむしろ一般啓発、あるいはこの場合には個別啓発だと思いますけれども、これについて、じっくりと、あるいは地道に対応するという手法で対処すべきであるということでございます。

しかし、事情によりましては、単に意見を述べるだけでなく、結婚や交際をやめさせるために、当人らに対して執拗に嫌がらせを繰り返したり、ある

いは侮辱的な言動を繰り返すといった積極的な妨害行為に及ぶ場合を想定いたしますと、これはもう明らかに違法なハラスメントでございますから、それが親であろうと親戚であろうと、あるいは第三者はもちろんのこと、これらに対しては、必要に応じて、勧告・公表や訴訟援助の手法によりこれを排除していく必要があるわけでございます。そのことを下線の部分で明記したということでございます。

実は、これまでも、差別に関連した嫌がらせや侮辱については積極的救済の対象として整理してきたところなのですが、結婚・交際における差別に関しても、嫌がらせや侮辱的な言動を繰り返されるといった事例においては、正に積極的救済の対象となるということを明らかにするためにこういった修文をしたということでございます。これによりまして、結婚・交際における差別の問題に関しまして、およそ積極的救済の対象とならないというような理解がされることを避けることができるというふうに思った次第でございます。

人権救済制度の在り方について（答申）2001（平成13）年5月25日

第4 各人権課題における必要な救済措置

〈3〉結婚・交際における差別事案に対しては、この問題の重要性にもかんがみ、まず、一般的な啓発活動を一層充実させる必要があります。さらに、具体的事案については、あつせん、指導等の任意的手法により、関係者間の調整を行い、あるいは関係者を粘り強く啓発していくなどの取組が必要である。また、結婚・交際を妨害するため当人らに加えられる嫌がらせや侮辱については、積極的救済が図られることになる（後記〈4〉及びイ〈1〉）。なお、これらの差別につながる身元調査に対しても、関係者に対する指導等、適切な取組が必要である。

2. 人権擁護法案等の根本問題

（1）2003年10月衆議院解散にともない廃案となった法案の問題

- ①政府からの独立性など国連が示す国内人権機構のあり方（パリ原則）とは異なる
- ②公権力や大企業による人権侵害を除外しており、もっとも必要性の高い救済ができない
- ③報道によるプライバシー侵害を特別救済手続きの対象としており、表現・報道の自由と国民の知る権利を奪う
- ④「人権」や「差別」についての明確な規定なしに、「差別的言動」を「特別救済手続」として規制の対象としたことは、国民の言論表現活動への抑圧であり憲法に抵触する

(2) 機関の独立性がないことは致命的欠陥

かつての人権擁護法案が設置する人権機関は、法務省の外局であり、「人権救済機関」として行政（公権力）から独立していなかった。予算は法務省を通じて取り、人事も交流も行う。従来の人権擁護機関の横滑りに過ぎなかった。

- ① わずか5人の委員（しかも常勤は2人）の「人権委員会」の他は、従来の「法務省人権擁護局及びその下級機関である法務局・地方法務局と人権擁護委員」が横滑りした機関にすぎない。現行制度の冠である法務大臣が法案で人権委員会に置き換えられただけの組織である。（法案8条）
- ② 人権委員会の事務局の地方機関として地方事務所がおかれるが、この地方事務所の事務は地方法務局長へ包括委任できることになっている。（法案16条）
- ③ 人権擁護委員の選任手続き・組織構成は従前のものが維持されており、人権委員会による直接の指揮監督は事実上不可能。
- ④ 「一般調査」「一般救済」を事務局や人権擁護委員へ包括して代行させることが許容されている。「特別調査」の事務局代行も許容している。その結果、人権救済の機能・実効性を期待できないものとなっている。

公権力からの独立性がないことは致命的欠陥で、公権力の行使による人権侵害にどれだけの救済機能を発揮できるのかは大いに疑問である。こうした懸念がかつて参議院法務委員会で議論され、とりわけ刑務所内で傷害事件が生じたことから、法務省の外局に人権委員会を設置することに合意形成ができなかったものである。

今回の法務省骨子は人事権や規則権をもつというが、中立的な第三者委員会でなければ独立性の確保とは言い難い。（原発関係でも同様）

(3) あるべき救済機関について

新たな人権侵害救済法案は、国会で全会一致の可決となるよう、人権委員会は権力や大企業による人権侵害のみを特別救済の対象にし、報道や表現規制をその対象からはずす。特に私人間の言論や出版の領域には踏み込まず言論の自由を尊重し、国連パリ原則にのっとりた独立性と実効性が確保されるものにする。国内人権機関の設置に関わる議論は、その必要性・有用性を国民公開で行うべきであり拙速に国会に提案するべきではない。

(4) とりあえず作れという「朝日新聞」以外のマスコミ反対報道の到達

【人権擁護法案】「やはり一から作り直すべきだ」2005年7月25日付読売社説
会期末まで残り少ない今国会に、これほど問題点の多い法案を無理に提出する意味は、もうないだろう。

人権擁護法案については、自民党内でもまだ、意見集約ができていない。郵政民営化関連法案が順調に成立した場合、速やかに党内で法案了承手続きを進め、国会提出を目指す動きもあるが、取りやめるべきである。

党内の反対派議員でつくる「真の人権擁護を考える懇談会」は、これまで法案の様々な問題点を指摘し、法務省などに条文の修正を迫ってきた。

法案の問題点の一つは、人権侵害の定義があいまいなことである。

「不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為」とされている。だが、この規定では、例えば拉致事件に関し、在日本朝鮮人総連合会の活動を批判する政治家の発言なども、「差別的言動」として「その他の人権侵害行為」に該当する、とされかねない。

現に発生した人権侵害による被害だけでなく、これから発生する「おそれのある」ものまでが対象とされている。自由な言論・表現活動を委縮させる結果につながる恐れが大きい。

二つ目は、法務省の外局に置かれる人権委員会の権限が強すぎることだ。

「特別救済手続」と称して、裁判所の令状なしに、関係者に出頭を求め、質問することができる。関係書類を提出させたり、関係場所に立ち入ったりすることも可能だ。

正当な理由なく拒めば、過料が科される。これも運用次第では、言論・表現活動の場に、「弾圧」にも等しい権力機関の介入を招き、調査される側の人権が不当に侵される恐れがある。

三つ目は、地域社会の人権問題に携わる人権擁護委員の選任資格の問題だ。法案には、現行の人権擁護委員法にある国籍条項がなく、外国人も委員になることができる。

懸念されるのは、朝鮮総連など特定の団体の関係者が人権擁護委員になり、自分たちに批判的な政治家や報道内容について調査し、人権委員会に“告発”するようなケースだ。

懇談会は、人権侵害の定義の明確化、人権委員会の権限抑制、国籍条項の導入などを求めた。法務省は一部を除き、根本的修正にはほとんど応じなかった。

真に、かつ迅速に救済が図られるべき人権を守り、一方で、新たな人権侵害を生む余地のない法案を目指すべきだ。

そのためには、一から作り直すしかないだろう。拙速な国会提出に、これ以上こだわらるべきではない。

4、言論表現の自由を守るために

(1)) 法務省は権力による言論表現の自由を制約する狙いが明白

02年2月6日に、「人権擁護法案（仮称）の大綱」に関する質問主意書（2

2項目)を川田悦子・衆議院議員(当時)が提出した。その答弁書の中で、「差別助長行為等」について、次のように法務省は回答している。

「大綱第一の三(三)の「差別助長行為等」とは、(1)人種等を理由とする不当な差別的取扱いを助長し、又は誘発する目的で、例えば、いわゆる同和地区の所在を網羅した書籍を頒布するなど、人種等の共通の属性を有する不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為、及び(2)例えば、特定の人種又は民族に属する者へのサービスの提供を拒否するため、外国人の入店を拒否する旨を店頭に掲示するなど、人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由とする差別的取扱いをする意思を公然と表示する行為を指している。」

「大綱第一の三(三)の差別助長行為等については、特定の個人の人権を直ちに侵害するものではないことなどから、個人による実効的な訴訟遂行が期待できないので、当該行為により不当な差別的取扱いを受けるおそれのある不特定多数者のために、人権委員会が自ら訴訟を提起してその差止めを求めることとするものである。」

これら「差別助長行為」や「訴訟援助」の問題は、審議会「中間まとめ」(2000年11月)において検討課題とされていた事項であった。

「第四 必要な救済措置とこれを実現するための手法」「一 人権侵害類型と必要な救済措置 (イ)差別表現 (二)いわゆる部落地名総鑑の出版やインターネット上の同種情報の掲示のように、人種、民族、社会的身分等に係る不特定又は多数の者の属性に関する情報を公然と摘示するなどの表現行為であって、差別を助長・誘発するおそれが高いにもかかわらず、法律上又は事実上、個人では有効に対処することが著しく困難な一定の表現行為が行われた場合の救済については、表現の自由との関係に十分配慮しつつ、差止め、削除等の手法の可否について引き続き検討することとする(第四、二(七)参照)。」

「(七)特定の事案に関する強制的手法 差別を助長・誘発するおそれの高い一定の表現行為や慣行的な差別的取扱い等、被害者個人による訴訟提起が法律上又は事実上著しく困難であったり、それだけでは問題の実質的解決にならない事案に関する救済の在り方については、上記手法のほか、人権救済機関による命令・裁定や人権救済機関が裁判所に差止め命令の発付を求める制度等も視野に入れつつ、表現の自由との関係や行政と司法の在り等を踏まえて、引き続き検討することとする。」

このように「中間まとめ」の時点では、これらの問題は「表現の自由の保障に抵触するおそれが極めて高く、憲法上疑義がある」と任意的手法による対応を求める意見が大勢をしめた経緯がある。にもかかわらず「部落地名総鑑のような差別助長表現や集団誹謗的表現は、表現の自由の保障の範囲外」との異論

も提示され、公聴会や意見募集の過程で私たちは反対の立場を強調したが、結局「積極的救済」（法案では特別救済）の対象にされてしまった問題である。

審議会の最後の頃の議論を議事録でみると、いわゆる差別する自由はない、結婚問題の厳しさがわかっていない、など恫喝まがいの意見が見られる。

このように「人権が侵害された場合」の主要な内容は「解同」が主張してきた、地名総鑑、身元調査、結婚差別、落書き、張り紙、インターネットなどに係わる「部落差別」問題であり、「被害者救済」も「解同」が「自力救済」といって憚らない「確認・糾弾」でとりあげきたが「効果的、迅速な解決がはかられていない問題」が対象にされたものである。

「差別的表現は法的に規制すべきか」（江橋、浦部、内野、横田）が1992年の『法律時報』でとりあげられていたが、差別表現の規制は合憲であるか否かは議論が分かれていた。しかし、「解同」は差別表現行為や表現内容の法規制は、人種差別撤廃条約に照らして可能であるとの立場から主張を展開していたが、この立場が今回の法案に押し込められてしまったのである。

表現に係わる問題は、矢田問題、埼玉加須事件、八鹿高校事件、近年でも川島町議除名事件、三重弓矢問題などがあり、表現内容について「解同」が「差別」と一方的に断定し人権侵害を平然と行い、また『放送レポート』でも明らかにされているように、メディア関係者の発言や活字が、「差別を助長する」とされ、出版物の回収（事前・事後）が行われてきた経緯をみれば、この問題の重大さがよくわかる。

「解同」ともども人権委員会が憲法21条に反して、国民の言論表現の自由に介入し抑圧できる法的条項と調査権限をもつ巨大な行政機関がつけられるものであり、人権擁護委員や人権委員会の裁定に不服申し立てもできない、言論表現の自由を回復することは非常に困難なのである。このことの重大性をもっと喚起されてしかるべきである。

（2）「解同」の「差別禁止法」要求と係わって

- ①「解同」は、人権擁護推進審議会第35回会議（1999年12月14日）で、「今後の基本課題」として「差別の禁止、少なくとも人種差別撤廃条約を踏まえた「差別禁止法（仮称）」の制定が必要」「このような差別禁止法がなければ、たとえ国内人権機関が設置されたとしても、何が差別であり何が人権侵害かが不明確なため、効果的な調査や調停を行うことはできません」と審議会の求めに応じて陳述していた。今も「市民団体」が禁止法制定を求めている。
- ②全解連（現、全国人権連）は、この「差別禁止法」の制定を求める意見に対し、国民内部の問題を解決するとした場合の「差別」のとらえ方や構成要件、

「差別行為」を明示することの困難性、さらに現刑法とのかねあい等、検討すべき事項が多くあること、また近年、虐待防止、ストーカー規制法、DV防止法などが制定されてきているもとで基本的には個別法の改善をすすめること、そして公権力や企業などの社会的権力による差別を禁止するための法制度については、例えば性差による賃金格差の改善や障害者雇用の義務づけなど雇用者罰則の強化を行うことが必要だと主張し、行政機関が司法の領域に介入することに反対を表明した。

③韓国では、「国家人権委員会法」（公布2001年5月24日、法律第6481号、施行2001年11月25日）が制定されている。

「第一章 総則 第一条（目的）この法律は、人間の尊厳及び価値、不可侵の基本的人権を保護し、人権の水準を向上させる国家の義務を果たすことにより民主的基本秩序を正しく立て直すのに寄与するために国家人権委員会を設置し、その組織及び運営に関して定めることを目的とする。第二条（定義）この法律で「人権」とは、憲法、大韓民国が加入・批准した国際条約及び国際慣習法及び法律によりすべての人が有する自由及び権利をいう」と、人権の保護を国家の義務として規定し、人権の定義も国際法に依拠することを明確にしている。

1) 韓国の人権委員会が扱うのは、「平等権侵害の差別行為」であり、言論表現の分野には立ち入らない。世界の人権機関と日本で考えられているものとの大きな違いはここにある。自由の中でも言論表現を優位におくのが国際的なスタンダードである。

韓国の人権委員会は第4章で人権侵害の調査と救済を定めている。

第30条（委員会の調査対象）

①次の各号の1の場合に、人権を侵害された人（以下、「被害者」とする）またはその事実を知っている人や団体は委員会にその内容を陳情することができる。

1、国家機関、地方自治団体または拘禁・保護施設の業務遂行（国会の立法ならびに法院、憲法裁判所の裁判を除く）に関連し、憲法第10条ないし第22条で保障された人権を侵害された場合。

2、法人、団体または私人によって平等権侵害の差別行為をされた場合

②平等権侵害の差別行為とは、合理的な理由無くして、性別、宗教、生涯、年齢、社会的身分、出身地域、出身国家、出身民族、容貌など身体条件、婚姻如何、妊娠または出産、家族状況、人種、皮膚の色、思想または政治的な意見、刑の効力が失効した前科、性的志向、病歴を理由にした次の各号の1に該当する行為のことである。ただし、別の法律で特定された人（特

定の人々の集団を含む。以下同じ) に対する待遇を差別行為の範囲から除外する場合、その待遇は差別行為とは見ない。

- 1, 雇用（募集、採用、教育、配置、昇進、賃金ならびに賃金以外の金品支給、資金の融資、定年、退職、回顧などを含む）において、特定の人を待遇・排除・区別したり不利に扱う行為。
- 2, 財貨、交易、交通手段、商業施設、土地、住居施設の供給や利用において、特定の人を待遇・排除・区別したり不利に扱う行為。
- 3, 教育施設や職業訓練機関の利用において、特定の人を待遇・排除・区別したり不利に扱う行為。

③委員会は、第一項の陳情がない場合にも、人権侵害があったと信じるに足る相当の根拠があり、その内容が重大だと認める場合には、これを職権で調査することができる。

④第一項の規定による陳情の手続きと方法に関して必要な事項は委員会の規則で定める。

このように国民にとってわかりやすく明快である。

日本の人権擁護法案は、権力に都合のいいように「人権」「差別」に曖昧性をもち、言論表現を強制調査の対象にしているために、自民党や民主党内の拉致議連に係わる議員が、北朝鮮を批判する自由がない、在日の人の人権擁護委員等になり国益が損なわれるなどと、異論を唱え、批判していたものである。拉致議連関係者らの批判の自由を容認する範囲での何らかの妥協がなされれば、法案は一気に成立しかねなかったのである。

法務省は、差別表現や差別助長行為を規制することは「法案の根幹」であり、審議会答申に示されていることなので、「答申の趣旨に反することはできない」という。こうした日本政府の国民の自由権に対する無理解は改めさせなければならない。

④日本の人権擁護法案は、これまで記したとおり「差別」「不当」「人権」「虐待」についてきちんと定義せず、しかも教育基本法第三条（教育の機会均等）でいう「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」との「差別されない」という国民に対する国の取り扱いが明確にされていない、欠陥もある。

法務省は「解同」が私人間の差別禁止を主張したことを逆にとり、「人権」を韓国の人権委員会法のように国際条約に則って規定せず、「不当」という曖昧な表現で私人間の問題に踏み込み裁定しようというものである。「被害者救済」を言いつつ、そこに限定した仕組みを取らず「事前予防」と称して「啓発」で

すますのでなく、出版差し止め・訴訟援助までおこなう、強権的機関の誕生にはかならない。

⑤人種差別撤廃条約との関係

日本政府は人種差別撤廃条約の締結に際して表現の自由との関連で一部条項の留保を行った経緯があるにも係わらず、この人権擁護法案では、「差別」を助長・誘発する表現や集団誹謗的表現などの「差別表現」を規制対象にしている。

外務省は、01年7月9日に「人種差別撤廃委員会の日本政府報告審査に関する最終見解に対する日本政府の意見」を人種差別撤廃委員会に提出した。

この「報告審査」の中には、もとより看過できない問題が含まれていた。それは第一に、委員会が条約第一条に定める人種差別の定義の解釈に関わって、「世系 (d e s c e n t)」の語にはそれ独自の意味を持っているとし、部落民を含む全ての集団について、差別から保護されることなどを勧告したこと、第二に、条約第四条（「人種優越主義に基づく差別及び扇動の禁止」）は義務的性格を有しており、意見や表現の自由の権利と整合するとして、締約国の義務と抵触すると懸念を表明したこと、である。

われわれは委員会に抗議をしたが、外務省もこれまでの政府見解の立場を踏襲して次のような内容の批判文を提出した。

「立法措置は、状況により必要とされ、かつ立法することが適当と締約国が判断した場合に講じることが求められていると解される。我が国の現状が、既存の法制度では差別行為を効果的に抑制することができず、かつ、立法以外の措置によってもそれを行うことができないほど明白な人種差別行為が行われている状況にあるとは認識しておらず、人種差別禁止法等の立法措置が必要であるとは考えていない。」

「なお、人種差別思想の流布や表現に関しては、それが特定の個人や団体の名誉や信用を害する内容を有すれば、刑法の名誉毀損罪、侮辱罪又は信用毀損・業務妨害罪で処罰可能であるほか、特定の個人に対する脅迫的内容を有すれば、刑法の脅迫罪等により処罰可能である。また、人種差別的な思想を動機、背景とする暴力行為については、刑法の傷害罪、暴行罪等により、処罰可能となっている。また、私人による差別について、不法行為が成立する場合には、そのような行為を行った者に損害賠償責任が発生するほか（民法七〇九条等）、公序良俗違反の法律行為である場合には、民法九〇条により無効とされる。」

「(条約) 第四条の定める概念は、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広いものが含まれる可能性があり、それらのすべてにつき現行法制を越える刑罰法規をもって規制することは、その制約の必要性、合理性が厳しく要求される表現の自由や、処罰範囲の具体性、明確性が要請される罪刑法定主

義といった憲法の規定する保障と抵触する恐れがあると考えたことから、我が国としては、第四条（a）及び（b）について留保を付することとしたものである。また、右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていない。」

「例えば英国の一九八六年の公共秩序法第一八条第五項には、「人種的憎悪を扇動する意志があったことが証明されなかった者は、その言葉、行動、筆記物が脅迫的、虐待的、侮辱的であるとの意識がなくかつそれに気づかなかった場合には、本条の下の犯罪として有罪にはならない。」と規定している。また、「人種主義とメディア」に関する共同声明（意見と表現の自由に関する国連特別報告者、メディアの自由に関するOSCE（欧州安保協力機構）代表及び表現の自由に関するOAS（米州機構）特別報告者による共同声明）の中でも、差別的な発言に関する法律は、「何人も、差別、敵意ないし暴力を扇動する意図をもって行ったことが証明されなければ、差別的発言（hate speech）のために罰するべきではない。」と。

この外務省の見解は基本的に同意できる。

問題なのは人権推進審議会「中間まとめ」の時に論点となった、「集団の名誉や侮蔑」表現、「部落地名総監のような出版物」等への法規制を、ここで述べているように刑法で十分処罰可能であるとするか、処罰の前に行政指導や行政処分を先行させることを可能とするか、という問題である。

例えば、インターネット上の表現位置づけについて合衆国最高裁判所は、新聞と放送の区別を維持しつつ、インターネットには周波数の稀少性は妥当せず、放送についての法理は妥当しないと判断し、表現の自由の法理が前提とする「思想の自由市場」をストレートに適用している。日本国憲法のもとで第21条の表現の自由も同様に考えられ、新聞の場合よりも裁判所がとりわけ手厚い保護を与えることが必要との意見が学者研究者の多数である。この立場からすると表現の制約は、とりわけ厳しい基準を満たさない限りは許されないものとなる。「やむにやまれない政府利益の基準」をクリアすることが不可欠である。

違法な行為の扇動に対する規制基準として、合衆国最高裁判所が示した基準（ブランデンバーグの基準）がある。それは、表現自体が違法な行為を直接扇動していて、しかもその表現行為に違法な行為を生じさせる実質的な危険性があったことが証明されない限りは、違法な行為の扇動は処罰されるべきではない、というものである。「差別を助長する表現」「名誉を毀損する表現」「侮蔑する表現」とは区別され、これらの表現に対する規制は、憲法上の正当化は困難と指摘する学者がこれまた多数である。

このようにインターネット上での表現行為については、表現は表現で対抗すべきだとの表現の自由の基本原則がより強く妥当する余地がある。表現行為に対して名誉毀損として損害賠償責任を負わせるためには、表現が虚偽であり虚偽の事実の公表に故意過失があったことを原告が証明しなければならず、公職者などの場合でも表現者が「現実の悪意」を有していたことを証明しなければならない。

米国憲法修正第一条は、「言論あるいは出版の自由を制限し、または人が平穩に集会し、また苦痛の救済を求めるため政府に請願する権利を侵す法律を制定してはならない」と明確に規定し、たとえば通信品位に係わる「ポルノ規制」なども、これに反する法律として違憲とされている。

このように、「差別的取扱い」とか「差別表現」などといわれるものは、極めて多義的で評価の分かれる類の問題であり、安易に差止めや削除等の措置が許されないものである。とりわけ「差別表現」の問題は、言論表現の自由や文化の問題、思想信条の自由とも深く関わるものであり、法務省が人種も含めた差別禁止を、取り扱いのみならず、差別助長・誘発などの、人種差別撤廃条約という差別扇動に類する領域にまでかけて法の網を広げ規制を加えることは、これまでの政府・外務省見解に反するものであり、また、国際社会の例とあげた米国憲法修正第一条を無視するもので、日本の権力的発想が極めて濃厚に反映した法案である。

5、法案成立を阻止し、真の人権救済機関を求めるために

(1) 動きのとれない自民党だが（自由同和会は旧人権擁護法案に賛成の立場）

2010年6月に明らかになった自民党の見解では、「複数のものの人権の調整が必要な場合、多数決により少数者の人権が不当に制約されてはならないことに留意すべきであり、そのような観点から、基本的には司法権の判断に委ねられるべきです。本質的に多数決に支えられている行政機関がこれに介入することには、極力、謙抑的であることが望ましい。したがって、民主党の主張するような強力な権限を持つ人権救済機関を創設するべきではありません。」と述べている。人権擁護法案をめぐる自民党内を二分する激しい闘争がおり、「話し合い解決法案」なる鳩山試案までだされた状況を鑑みれば、これが最大公約数と言える。（自民党法務・自治関係団体委員会委員長、稲田朋美議員）

(2) 民主党案に対する明確なお見解を表明できず、矛盾を抱えた「解同」

部落解放・人権施策確立要求中央実行委員会は「人権侵害救済法(仮称)法案要綱」(2004.05.17)で「第二 人権委員会(中央) 一 設置 国家行政組織法第三

条第二項の規定に基づいて、内閣府の外局として、第一の一の目的を達成することを任務とする人権委員会を設置するものとする(第五条関係)」としている。

「歯切れは悪いかもしれませんが、前に進めようということです」(6月10日、法務大臣記者会見)

「法務省と与党とで協議を繰り返しながら、法案の取りまとめをすることになります」(6月9日、江田五月ブログ)と、法務省主導で法案検討が進められる。

「解同」松岡書記長は、6月17日の全国同企連との会合で、「『中間とりまとめ』は大きな前進、臨時国会に向けてとりくみ強化をはかっていきたい」とこれまでの主張との食い違いについて明言しなかった。

一方、民主党内でも異論が表面化している。「関係団体がハードルを低く見せているのは、『まず、立ち上げる』ことを最優先にしているからだと思う。例えば、従来は令状なく家宅捜査が行えるとしていた部分を、拒否権を認め令状は必要としない、また、一般救済・特別救済と分けず、対象を広くしているということ。公権力による人権侵害に重点を置いている風に見せていること。それでも、予算を含む独立性に拘っている。更には、内閣府の外局に置くのではなく、会計検査院のように`内閣`に置く。憲法を改正してでもこれを実現したいという発言もあった。反対派勢力という文言を使うなど、こちら側を潜在的に意識している。そして、こちら側の指摘に対する話法も用意されている。我々もそれに合わせた新たな理論武装をしていく必要があると考える。」(長尾たかし衆議院議員、大阪府第14区選出)

(3) 日弁連の立場も不明

日弁連国内人権機関実現委員会は、国内人権機関の必要性に係わり「捜査機関による人権侵害、刑事拘禁施設における人権侵害、入国管理手続と収容・送還における人権侵害、学校教育や職場における人権侵害、外国人などに対する差別、医療・福祉機関における人権侵害など、調査権限をもって有効な調査と人権の促進と侵害の中止を求める政府から独立した機関を求める声は日増しに高まっている」として機関の実現を求めている。(小池事務局長も内閣府所管を求めている。2011年1月全国人権連主催「同和問題セミナー」講演)

私人間への介入には抑制的である。(委員の中には「解同」らと法案要綱検討を進めていたグループもある)

(4) 自治体での「人権条例」を排除し、言論表現の自由を擁護する

私たちは、同和对策の復活強化に反対し、言論表現の自由擁護で、真に人権擁護が求められる人々(女性、障害者、高齢者などに対する国際機関からの勧告をふまえ)の人権を拡充する立場から、私人間への権力的介入に反対し、も

つとも必要性の高い公権力や大企業による人権侵害からの救済がはかれる仕組みを持った国内人権機関の設置を求めて、多彩な運動を展開してゆきます。